

日本学術会議 課題別委員会
労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会（第10回）議事要旨

日 時：平成22年10月29日（金）12：00～14：00

会 場：東京国際フォーラム ガラス棟508号室

出席者：岸（委員長）、和田（副委員長）、小林（幹事）、矢野（幹事）、吾郷、大沢、五十嵐、川上、實成、清水、波多野、久永、宮下、村田、森岡

欠席者：相澤、井谷、春日、草柳、小木、宮本

議題1：前回議事要旨（案）について

議事要旨案（資料1）について承認された。

議題2：専門的立場からの報告

1) 大沢真理委員より資料2にもとづき、「逆機能する生活保障システム：いかに機能を回復するか」について以下の報告があった。

マクロ的には我が国は歳入力が弱く、景気の自動安定機能が極小であるという特徴がある（図1）。生活のレベルに落として考えると、自殺死亡率、出生率、貧困率ともに悪く生きにくい国となっており、これらはジェンダー（性別の分業や役割期待）と強く関連している。例えば、自殺者の大多数は男性だが、国際比較すると日本の自殺率の高さは女性においてこそ深刻となっている。生き延びること、次世代を産み育てること、ディーセントな生活を送るというようなことが雇用労働条件、労働をめぐる社会政策と強く関連しているのも日本の特徴である（図3）。

実質 GDP と名目 GDP の推移（図4）は日本では大きく異なっているが、それは日本だけがデフレだからである。それは外からのショックに脆弱な経済構造を示唆している。株価の落ち込みは日本で最大で回復も低迷している（図7）。

社会保険料を含む歳入の推移（8）をみると、日本はアメリカと並んでもっとも歳入規模が小さい。個人所得税収の名目 GDP 比も低いだけでなく長期的に低下してきている。一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移（図9）をみると、税収は伸び悩むか、低迷するのに歳出総額が増えていくので、財務省の担当者は「ワニぐち」の図と呼んでいるが、現在はワニの顎が外れそうな状態である。税、社会保障負担の国民所得比の推移（図10）をみると、社会保障負担率は長期的に徐々に上がっている。

主要国の自殺死亡率データをみると、今年の自殺対策白書によると女性では韓国に次いで日本、男性ではベラルーシ、リトアニア、ロシア、カザフスタン、ハンガリー、ウクライナ、日本というようにランクを上げている。女性は韓国に次いで2位で高止まりをしている（図12）。所得と雇用では、相対的貧困率はアメリカに次いで第2位。うち、有業者2人以上世帯は39%（OECD平均は17%）と高い。共稼ぎでも貧困というのがもっとも顕著な特徴であり、女性の稼働力が貧弱であることを示している。また単身高齢女性の半数近くが貧困であること、20代単身女性の貧困率が上昇していることが特徴である。これは分配の問題（雇用の劣化）と、再分配（税・社会保障）の問題が重なり合っていることがわかる（図13）。女性の学歴別労働力率の国際比較（図16）をみると、大学・大学院卒の女性の労働力率が格段に低く、潜在的に人的資源の大きな女性が働いていないところに問題がある。相対的貧困率の年次推移（図17）をみると景気拡張期（2002年2月から2007年10

月)も貧困率は上昇していることが見て取れる。主要国で1997年以降実質賃金が低下したのは日本だけである(図18)。過去の代表的な3つの景気と比べて、今回の特徴は、実質的企業収益は伸びても、実質雇用者所得は全く伸びず、Jobless/Joyless Recoveryであった(図19)。

名目家計所得の推移(図20)をみると、第Ⅰ、第Ⅱ五分位は景気の谷の後も所得は大きく低下している。日本では企業が潤ってもそれが家計に波及しないという構造になっており、現在の日本の分配構造のゆがみを示している(図21)。実質賃金の伸びは労働生産性の伸びを下回っている(図22)。パート労働者比率の上昇が名目賃金の低下の主な原因である(図23)。日本では低賃金の水準が低く、フルタイム雇用者賃金収入第1十分位では貧困層に入る(図24)。再分配による貧困削減インパクトをみると、日本はもっとも削減率が低いだけではなく、成人全員が就業世帯(共稼ぎ、1人親、単身)ではインパクトがマイナスになっており、働いて社会保険料を払い、税金を払い、それから社会保障給付を受けた結果として貧困率は上がってしまうというOECD諸国で唯一の国である(図25)。

カップルの一人が就業の世帯ではわずかではあるがプラスになっている。すなわち世帯類型によって再分配が優遇している度合いは相当に異なる。子どもの貧困率についても、日本では再分配後の方が貧困率が高いという特徴がある(図26)。経済財政諮問会議もこの図(図27)を資料として取り上げるようになってきているが、的確な問題意識をうかがうことは難しい。

日本の再分配の特徴をまとめると(図28)、まず税は軽く保険料は重いということがいえる。これは98年以降、構造改革の一環として法人と高所得者・資産家の税を軽減し、累進性が低下(図29)したことによる。社会保険料の労働者負担はドイツと並んで主要国で最も重い。また、社会保険料負担には逆進性がある点に注意する必要がある。当初所得階級別の税負担と社会保険料負担(等価所得)をみると、社会保険料は明らかに逆進的であり、税についても累進性はかなり弱い(図30)。所得第1五分位の世帯可処分所得に占める公的移転と税・社会保険料負担の割合をみると、日本は所得最下層に対して、移転(社会保障の現金給付)は薄く、負担は重い(図31)。金持ち・企業への減税の理屈は、景気が「上げ潮」になれば恩恵が低所得層にも滴り落ちる(トリックル・ダウン効果)との考え方による。そこから税収も増えて福祉を自己責任とすれば財政再建も可能というものであった(「奪い合い戦略」と命名された)が、実態は経済成長は停滞し、失業は拡大、賃金は低下した。財源調達力、再分配機能、景気の自動安定化機能が低下したところにリーマンショックが起り、大きなダメージを受けた(図32)。

福祉を自己責任とするということに関する問題であるが、公的支出を抑えても、私的負担が増えれば国民にとって費用は重くなる。日本では90年代の半ばから純私的社會支出が増えてきた(図33)。民主党政権の課題としては内需の回復であり、改革の焦点は、最低賃金、均等待遇、労働年齢人口への現金給付、多様な社会サービス、最低保障年金、税制改正などであり、トリックル・ダウンからファウンテンへの分かち合い戦略が主張されている。

OECD 総長のコメントとして、日本の成長戦略にとって女性の就業率アップが鍵になる。特に高学歴女性の就業率が低いことに懸念が表明された。これらの障害要因として、ワークライフバランスの困難、非正規化、年功賃金、税・社会保障制度の特徴を指摘した(図34)。

日本学術会議・包摂的社會政策に関する多角的検討分科会、日本の展望委員会社會の再生産分科会が、税制・社会保障・医療・教育・雇用政策等を総合的に立案する体制の整備、

新たな調査審議機関を内閣総理大臣の下に設置すべきこと、データを公開して研究者が2次分析できるようにすることなどを提言している。最近、首相が本部長をつとめる社会保障改革検討本部が設置され、その下に有識者の検討委員会が設置される予定である(図 35)。

以下、質疑応答。

川上委員よりファウンテンというのはどこから何が湧いてくるのかという質問があり、大沢委員より所得や経済活力、一番貧しい人の所に再分配をきちんとする、積極的労働政策のようなものを使って、エンパワメントをすることによってそれらの人が十分に働いて稼ぐようになれば税収も上がり社会保険収入も出てくるというようなシナリオのことであるとの説明があった。

川上委員より景気の自動安定化機能とは何かという質問があり、大沢委員より税の構造が累進性を保っていれば、当初所得が伸びた以上に税収は上がり過熱を抑える、景気が低迷して所得が上がらない時に失業者が出る失業給付というような形で財政支出が出れば景気が冷え込みすぎのをある程度下から支える、つまり購買力を維持するなどの機能をいうとの回答があった。

川上委員より、図 23 の平均賃金について質問があり、大沢委員より賃金率の低いパートの比率が上がったことによって平均賃金が低下したことを示すものであるとの説明があった。久永委員より現在の経済状況と円高の関連について質問があり、大沢委員より、日本はサブプライムローン含みの金融資産を持っていなかったのリーマンショック前後の金融機関の脆弱性はあまりなく、金融制度の健全性に対する信頼等が相まって世界でだぶついた金が円買いに向かっているという側面があるとの説明があった。

森岡委員より、景気拡大期のみならず雇用者報酬は 11 兆円近いマイナスであり、民間給与実態調査によれば、1997 年から 2009 年までみると 9 兆円マイナスになっている。これは内需が縮小していることを示しているが、そういう中でリーマンショックが起り、外需が落ちて特に製造業の輸出産業が大きなダメージを受けた。国際的な為替相場の変動を規定しているものは日本の主要輸出産業、とりわけ車である。円高と消費の縮小、雇用者報酬の減少とは強い関係があるし、デフレもその結果であるとみているとの指摘があった。

五十嵐委員より、現状ではどこから何を着手したらよいと考えるかとの質問があり、大沢委員より、きちんとボトムアップをするのだというメッセージを政府が出すということが非常に必要である。その上で、国際的にみた個人税収の低さをどうするかということで、所得控除などによる課税ベースの見直しが課題になる。また、過剰貯蓄（推計で 90-100 兆円）も問題である。これは、年金、医療費、介護保険の自己負担分への不安感があるので、福祉の自己負担は野放図に増やさないとメッセージが必要である。企業の内部留保をいかに吐き出させるかも課題である。法人税率の引き下げではなく、社会保険料負担の減免を個人だけでなく企業サイドにも考えることが必要で、そういう意味でも税制と社会保障について一体として考えていき、しっかりとしたメッセージを出すことが重要である。通常、賃金には下方硬直性があるといわれているが、日本の賃金を諸外国と比べると、むしろ上方硬直性になっている。下げるのは容易にされるが賃金はあがらない。賃金が上がらない中で無理な働き方も出てくるということを考えると、こうした上方硬直性は大きな課題で、そこには労働組合の責任もある。

波多野委員より、女性の自殺がこれだけ高いのはどこに問題があるのかとの質問があり、大沢委員より自殺対策基本法ができた結果として自殺対策白書が出るようになり、内閣府の共生社会政策統括官が自殺対策の元締めとして、大学に研究依頼なども行っているが、自殺者の大部分が男性なので、日本の女性の自殺についてはまだ十分な分析が行われていない。わかっているのは、加齢とともに自殺率が上がる。一人暮らしよりも 3 世代同居の高齢女性での自殺が多いことなどである。他の国に比べるとむしろ女性の方が問題だということももっと注目されていいとの指摘があった。

議題3：ヒアリング報告（連合）について

五十嵐委員、森岡委員より資料3にもとづき以下の報告があった。

全体として、連合本部は大きな方向性を決定していく機関であって、産業別の方針は産業別の労組が決定するとのことであったが、平成22年9月7日に連合本部にて労働安全衛生の市川局長、金田部長にあらかじめ設定した質問項目にしたがってヒアリングを行った。

1) 現在の労働者（非正規雇用者）の労働時間については、①過労死など過重労働防止に力を入れる。労働条件、特に時間外労働の削減に力を入れている。3・6協定を遵守し、特別条項を見直したい。実態調査をしていないので、実態はわからないが、多くの労組は、3・6協定は知っているはずである。総実労働時間をいかに減らすかが重要である。②勤務間のインターバルを決めたい。有給休暇の取得促進をすすめたい。③割増率の引き上げを求める。

2) サービス残業については、産業別組織、春闘担当者に聞いてほしいとのことで具体的な回答はなかった。連合としては、サービス残業はあってはいけないと言っている。キャンペーンは、いろいろな場でやっている。

3) 過労死・過労自殺については、労働者の生命を守ることは最も重要なことと考えており、そのためには、労働時間短縮への取り組みが重要で、休息をとらせ、勤務間のインターバルを確保する。職場のハラスメントを予防することも考えている。

4) メンタルヘルス対策については、メンタルヘルス対策と関連が深い過重労働対策としての、残業時間100時間以上の労働者に対し、医師の面接をすることを進めていきたい。また、ストレス調査の活用などを普及させていきたい。中小企業については、地域産業保健センターの利用を進めているが、地域産業保健センターへの助成金が削減されており、国に対して充実してほしいと要求している。企業規模で大きなところは単組でやっているが、メンタルヘルス対策は小さな企業ほどやっていない。個人的な感想だが、労働者数50人未満の企業は、比較的家族的に和気あいあいとやっているが、最も問題があるのは労働者数100人～500人の規模ではないか。自殺についても、そのあたりの規模の企業に多い気がする。

5) 労働災害については、労働災害件数は減っているが、連合としては下記の2点の強化を考えている。①リスクアセスメントの普及、②下請け・孫請け企業に労災隠しがあるのではないかと考え、労災隠しは犯罪であることの普及。従業員のバリエーションが多様で雇用形態がバラバラな実態から、労働者によって、労災保険を払っているのがだれか、安全衛生担当はだれなのかとても複雑な実態がある。

6) 非正規雇用については、労働組合が組織されていないところについては、①労組に加盟していなくても非正規雇用センターを活用できるようにする、②非正規の人を労組に入れる取り組み、③法規制をしてもらうことなどを考えている。それぞれの担当が「全ての労働者のために」という考えのもと、多面的に取り組んでいくことが大切である。連合本部の下部組織の地方組織では、非正規雇用者の受皿として労働相談に応じ、一人でも加

盟してもらうような取り組みをおこなっている。

7) 2008～2009年の動向と今後の課題については、派遣切りが400万人から230万人となった。製造業では、派遣という形態から期間工へというように労働モデルが崩壊している。派遣法の改正を早急に成立させてもらいたい。困っているが、国会での問題である。過重労働対策とメンタルヘルス対策が最も大きな課題と認識している。労働防止指導員を削っているのも問題である。2010年8月は猛暑で、熱中症関連の死亡事故が増加しているが、安全衛生委員会が機能していないことも多いのではないかと、リスクアセスメントの徹底を考えている。安全衛生委員会に労組がしっかりと関わっていくように進めている。経営イコールコストという考えになっているが、安全衛生活動は基盤であるので、これらは地道な活動で行っていくしかない。産業医に加え、保健師の活用も賛成で、安全衛生委員会や職場巡視にも位置付けるとよい。弁当と安全は自分持ちという考えの企業もあるが、保健師のように労働者の近くにいる人は必要と思っている。

8) 労働時間とワークライフバランスについては、30歳世代は子育て期間で、育児休暇の取り組みがされているけれども、最終的には産業別企業の対応となる。大企業では、すでに8から9割の取得があるが、中小企業がとれていない。5～10年計画で、育児休暇を100%にもっていく方向性をもっている。

全体の感想として、連合本部がイニシアティブをとって指導していくというような強い力はあまり感じられなかった。また、森岡委員より、連合の場合は大企業のホワイトカラーの従業員を特に組織している労働組合であり、企業内、産業別の狭い課題しか取り組まれておらず、それを超えるような社会的課題についての取り組みがなされていないのではないかという指摘がなされた。

今後、清水委員、相澤委員が経団連にどのようにヒアリングすべきなのかについて、種々議論した結果、学術会議から経団連に対して正式な公文書（会長名あるいは委員長名で）を作成して送付することとなった。

議題4：報告書（案）について

和田副委員長より報告書（案）について資料4にもとづき以下の説明があった。

学術の動向の記述内容をいままでの項目の中にどのようにはめ込めるかについて考えてみた。

1. 委員会の趣旨は、岸委員長の文章を取り入れる。

2. 雇用環境の変化については、それぞれの論文の記述を取り入れる。抜け落ちている問題として男女格差の問題が今までの報告になかったのをこれをどういう視点で入れたらよいか意見を伺いたい。新しい問題だけでなく、建設産業や有害物等（草柳論文、久永論文）、伝統的な労働災害の問題も入れておくべきと考えている。中小企業問題（平田論文、宮下論文）も大きな項目とすべきであると考えている。家庭生活等との関連（小林論文）を全体の流れの中でどのように位置付けたらよいか悩んでいる。

3. 問題の背景のところは、日本の雇用慣行、セーフティーネットの問題、女性の差別の問題等もこの中で触れていきたい。

4. 新たな取組みについては、国際条約で落としているのはILO165号条約と、ソウル宣言が抜けている。EUでの取組み、指令、対策（川上論文など）を入れたい。日本での取組みについては前回の厚労省の課長さんの話を入れたいが、考慮中である。労働安全衛生の中で1990年代以降、健康問題が非常に重要視されてきて対策が取られてきているがまだ不十分であるという流れの中で、それを踏まえて外国での取組みを考えてみようかと思っている。

5. 今後の課題はそれぞれの論文に多く記述されている。それらをうまくまとめながら展開をしていきたい。

6. 総括の部分は、岸・宮本論文にあるように、社会システムの大きな変化の中で労働安全衛生問題も取り上げていかななくてはならないという形で総括としてまとめようと考えている。保健師、産業医については、報告はされたが抜けている。委員より、外国人問題はどうかとの質問があり、少しでも言及するのがよいのではないかということとなった。委員より、職場の問題に限定されない、家族生活、地域生活にまで広がるような働き方の問題が雇用労働環境の大きな困難を意味しているとの指摘があり、働く人および家族の生活・健康・安全という立場でとりまとめる必要があることが議論された。

また、組合について、雇用の質、成果主義、労働密度、IT化などについて触れることも必要だが、提言としてのまとめ方として短期的な目標と、長期的な提言を加えるなどの方法について議論された。資料4を電子ファイルで全員に配布し、意見を和田副委員長に送ることとなった。

議題5：今後の審議の進め方について

岸委員長より以下の提案があった。次回は11月16日に開催する。骨子案の論点整理の追加に加え、日本労働研究・研修機構の現状とこれからの研究体制について吾郷、和田委員に報告していただく。

労働安全衛生総合研究所の今後についてNIOSHとの関係を含めながら久永委員に報告いただく。また、産業医制度も含めたこれからの産業保健サービスのあり方を考える資料として厚生労働大臣あてに提出した日本産業衛生学会理事有志の文書を川上委員より提出いただく。

労働安全衛生法と今後の産業保健サービスの在り方についても可能ならば議論することとなった。